

平成 30 年 第 7 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 30 年 7 月 17 日 (火) 午後 2 時～午後 3 時 9 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール

3. 出席委員数 14 名
4. 欠席委員数 1 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那靜清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	欠	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

13 番 神田 隆善 14 番 安藤 哲生

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史
係 長 藤田 鉄也
係 員 藤田 美智 川原 一仁 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第 41 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第 43 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- (4) 議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 46 号 現況証明（非農地証明）について
- (7) 議案第 47 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 14 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。
それでは、これからの方を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。

毎日、毎日が、猛暑が続いている中で、おかしいような日が続くかな、そういうおかしな日が続く中で、久しぶりの農地利用最適化推進委員さんの出席をいただきましたことにお礼を申し上げます。まあ、ご案内のとおり未曾有の大惨事といいます西日本の豪雨。また平成最悪の災害ということで死者が 214 名、不明者が 19 名と。本当に亡くなられた方にはご冥福をお祈り申し上げますとともに不明者の方につきましては、一日も早い発見を願うところでございます。こうして、皆様方も随分とマスコミ報道等で目にされた方と思いますが、この暑い中で本当に苦労されているとテレビ等で見うけられます。また熱中症にも多くの方がなられていると。我々農業をしているものの中には農地災害が 400 億円を超すような農林業被害が出ております。見るからに埋もれてしまった農地、岡山のぶどう、桃など非常に多くの被害にあっているわけで、この農家の皆様方が本当に生産意欲の衰退が来ないように国の政策支援も早めに手を付けていただきたいなとお願いするところでございます。

また、1年前の5月に起きた朝地町の地すべりも水抜き工事も随分と進み直径 3.5 メートルの井戸を掘って、水を集めて排水すると。また今後は、何本かはっきり分かりませんが杭を打って土止めを行うと。今年中にはその杭打ちも終わるそうです。また基盤整備については、いつになるか、ちょっと未定だそうです。

こうした毎日、酷暑か猛暑かというなかで、毎日で皆様方も本当に農作業が大変だろうと思います。日々身体だけには気を付けて作業に励んでいただきたいとお願いいたします。

長くなりましたが、農地利用最適化推進委員の皆様方もちょうど 1 年が過ぎて、2 年目と。農地利用の最適化に向けて、農地の集積・集約等に本年度は本腰を入れて、どうか活動に励んでいただきたいと重ねてお願いを申し上げます。それでは、座って続けさせていただきます。皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。

本日は風邪を引いていまして聞きづらいかと思いますが、最後までよろしくお願いします。それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は 14 名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから平成 30 年第 7 回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後 2 時 02 分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程 2 の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 20 条第 2 項の規定により、私より指名します。

13 番 神田隆善 委員、14 番 安藤哲生 副会長にお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程 3 の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告ですが、平成 30 年第 6 回定例総会から本日の平成 30 年第 7 回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料 1 にまとめております。

まずは、資料 1 をご覧ください。

その中から、※のついた 7 点について、3 ページから 4 ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料 1 を朗読)

私からの報告は、以上です。

続きまして、役員会から報告があります。それでは、14 番の安藤哲生 副会長報告をお願いします。

14 番委員

副会長の安藤哲生です。7 月 4 日に行いました役員会の結果について 3 点報告いたします。今回は委員協議会での協議内容についてです。

まず、1 点目ですが、平成 31 年度県農政施策に関する意見・要望について、農政委員会の結果をふまえ、その内容を協議しました。内容については、事前に配布しております資料のとおりです。ご協議をお願いします。

続いて、2 点目ですが、大分県農業会議より全国農業新聞の普及推進に関する申し合わせ決議について、採択の要請が届いていますので、ご協議をお願いします。

最後に 3 点目ですが、鳥獣害対策についてです。相変わらず鳥獣の被害は後を絶ちませんが、農業委員会としても取り組めないか検討した結果、箱わなの設置等、わな猟に取り組めたらということで、今回農林整備課に狩猟講習会及び狩猟免許試験について説明をお願いしたところです。ご検討よろしくお願ひします。以上報告します。

議長

続きまして、委員会報告ですが、農政委員会と促進委員会から報告があるようです。

それでは、まず農政委員会の 12 番 工藤妙子 委員長よろしくお願ひします。

12 番委員

農政委員長の工藤です。

第 2 回農政委員会が 6 月 15 日(金)に開催されました。そこで協議された内容について報告します。平成 31 年度県農政施策に関する意見・要望書の取りまとめの協議と農業委員会だよりの広報紙編集会議を行いました。

豊後大野市農業委員会だよりの発行についてですが、今年度は 19 号を 8 月 31 日発行、20 号を 3 月 1 日発行予定です。

次に、全国農業新聞の購読及び普及推進に関するお願ひです。5 月 30 日に開催された全国会長大会で情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議が採択され、7 月を前期普及強調月間と位置づけられています。委員 1 人がプラス 1 人ずつ加入推進をお願いします。なお、お手元に購読推進のチラシ、申込書とともにエコバックを配付していますので、ご活用下さい。この新聞は、農業委員会組織の組織情報紙です。農業新聞を活用して農業問題や農政への理解を進めていただき農委法第 6 条第 3 項の「情報提供活動」に取組んでいただきたいと思います。定例総会後の委員協議会で、普及推進に関する申し合わせ決議案を提案しますので、よろしくお願ひします。

また、農業者年金の加入推進について、農政委員会を中心に市内全域の農業者への加入推進をはかっていきます。皆さんから新規就農者や農業後継者等の情報がありましたら、お知らせ下さい。

最後に、平成 31 年度の県への要望についてですが、こちらも後ほど委員協議会で提案しますので、よろしくお願ひします。以上、農政委員会の報告といたします。

それでは、引き続きまして、ウーマンアグリネットおおいたの平成30年度通常総会が7月13日に別府市で開催され、麻生祐三子委員と後藤綾子委員と3人で出席しましたので、報告をします。

まず、平成29年度の事業報告及び収支決算書の承認と平成30年度の事業計画案及び収支予算案が承認されました。そして、役員の改選ですが、引き続き、会長の任を仰せつかりました。3期目となりますので、精いっぱい努めたいと思います。

総会後は、安東隆大分県副知事の講話と意見交換会を行いました。

今後も女性委員が地域において更なる活躍ができるように、ウーマンアグリネットおおいたが主催する研修会等に積極的に参加するなど女性委員の活動の基盤となる資質向上に向けて努めていきたいと思います。以上、報告します。

議長 続いて、促進委員会の34番 河野広一 委員長よろしくお願ひします。

34番委員 促進委員会 委員長の河野です。

6月29日に行われました、第1回促進委員会について報告いたします。委員会では「平成30年度の農地利用状況調査の方針」について協議を致しました。

平成30年度の農地利用状況調査の実施時期につきましては8月地区審査会から9月中旬までとし、調査方法については最適化推進委員を中心とし、昨年同様、各担当地区の遊休農地・荒廃農地の確認をしていただきます。

なお、利用状況調査の説明会につきましては、8月8日・9日の地区審査会時に実施をします。詳細につきましても、その際に事務局より説明を申し上げる予定です。

以上、促進委員会の報告といたします。

議長 それでは、報告第7号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について、事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。
「報告7号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」
(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません] の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

まず、議案第41号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについてを議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の佐々木です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧

ください。議案第 41 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。平成 30 年 7 月 17 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 2 ページをご覧ください。
(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読)

以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号 1 番の案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員 緒方の麻生祐三子です。7 月 6 日に行いました 緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてあります。申請地は、当該地のうち 2550 番 6 は昭和 53 年 2 月頃、2550 番 4、2550 番 5、2591 番 2、2597 番 2 は昭和 63 年 2 月頃に杉の植林を行った。現在、2550 番 4 は 249 本、2550 番 5 は 97 本、2550 番 6 は 73 本、2591 番 2 は 271 本、2597 番 2 は 538 本、それぞれ杉が生育しており、耕作不能の状態であるため除外をお願いしたいとのことです。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第 2 種農地となります。許可基準は、第 2-1-(1)-カ-イの申請地に代えて他の土地では事業の目的を達成することが出来ないために該当します。

農地転用の許可の要否は、第 4 条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ、転用は可能である。となりました。以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の案件を 7 番 森田孝市 委員にお願いいたします。

7 番委員 千歳の森田孝市です。7 月 6 日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてあります。変更後の使用目的は駐車場用地及び資材置場用地であり、変更理由は現在、周辺地にて運送業を営んでいるが、車両の増加等で敷地が手狭になっているので、当該地を駐車場用地及び資材置場用地として利用するため除外をお願いしたいということで、申請を行った。とのことであります。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため第 2 種農地のその他の農地となります。

許可基準は、第 2-1-(1)-カ-イの申請地に代えて他の土地では事業の目的を達成することができないために該当します。

農地転用の許可の要否は、第 5 条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、第 2 種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能である。となりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 41 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。

議案第 41 号については、意見を求められております。

審査報告は、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件につきましては、転用は可能である。とのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 41 号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについての番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 続いて、議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第 43 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の曲です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 3 ページをご覧ください。議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成 30 年 7 月 17 日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて平成 30 年 7 月 18 日公告予定分を朗読）以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。6 ページをお開きください。議案第 43 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成 30 年 7 月 17 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 7 ページをご覧ください。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第 42 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 42 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 43 号については、意見を求められております。
これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 43 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 43 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないといたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。

(とき、午後 2 時 37 分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後 2 時 38 分)

議長 次に議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。
「議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号 1 番の 1 案件を 20 番 小野直樹 委員にお願いいたします。

20 番 委員 20 番 三重の小野直樹です。7 月 9 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は、これまで耕作地に隣接する申請地が荒廃しないよう管理をしてきました。今回、市外に在住する譲渡人から申請地の管理ができるない為、購入して欲しいとの申出があり、売買での話がまとまり、申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、154 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていきます。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に番号 2 番及び番号 3 番の 2 案件について、23 番 宮成敏彦 委員にお願いいたします。

23 番 委員 緒方の宮成敏彦です。7 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いた

します。番号 2 番の案件についてですが、譲渡人●●●さんから、譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は空き家バンク制度を利用し、平成 30 年 6 月に譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は市外在住で農地の管理が困難なため、空き家に付随した農地の指定申請をし、平成 29 年 11 月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した自宅に隣接する農地で、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、8 アールとなり指定農地の下限面積の 1 アールを超えていいます。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に番号 3 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから、譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は平成 30 年 5 月に緒方町柚木に転居しました。その際、譲渡人から、農地の管理ができないため、転居先に近接する申請地を買ってくれないかと相談があり、譲受人も申請地が自宅に近く、利便性が良いことから売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、148 アールとなり下限面積の 40 アールを 超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 4 番の 1 案件を 37 番 衛藤幸也 委員にお願いいたします。

37 番委員 大野の衛藤幸也です。7 月 6 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 4 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は農地を相続しましたが、県外在住で自身での管理が困難であったため、農地の整理を検討し、これまで申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談をしました。譲受人も申請地が自宅に近く、また自身の耕作地に隣接し、利便性がよいことから売買で話がまとまり、今回申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、120 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていいます。

また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 5 番及び番号 6 番の 2 案件を 44 番 水澤邦治 委員にお願いいたします。

44 番委員 犬飼の水澤 邦治です。7 月 9 日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 5 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。

譲渡人は、後継者がなく農業経営の縮小を考え、農地の整理を検討しており、譲受人に相談をしました。譲受人は、申請地が自宅に近く利便性が良いことから売買で話がまとまり申請するものです。

なお、番号 5 番案件の譲受人と番号 6 番案件の譲受人は同一世帯で同居する親子です。譲受人の世帯の権利取得後の経営面積は、38 アールですが、番号 6 番案件と併せますと、43 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていきます。したがいまして、地区審査会の意見としましては、番号 6 番案件も認められますと、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、問題ないと認められました。

続きまして、番号 6 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●

さんへの贈与による所有権移転についてであります。

譲渡人は高齢となり、体調がすぐれないため農業経営の規模縮小を考え、譲受人である同町に居住する子に相談したところ同居する義父と夫と相談し、段階的に譲受人が夫とともに農業経営を引き継ぐという条件で贈与の話がまとまり今回申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、30 アールですが、番号 5 番案件と併せますと、43 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていいます。したがいまして、地区審査会の意見としましては、番号 5 番案件も認められますと、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 36 号の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声

議長 他に質疑はありませんか、無いようですので質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 44 号の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件につきましては、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 44 号の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号 1 番の案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員 緒方の麻生祐三子です。7 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、貸人●●●●さんから借人●●●●さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。

借人は、再生可能エネルギー全量買取制度を利用し、売電事業を行いたいと考えました。農地以外の土地を検討しましたが、面積不足や所有者との話がまとまらず断念していたところ、親族の紹介で申請地を見つけ、貸人に相談しました。貸人も最小限の管理を行って

いるのみで、今後の管理に困っていた土地であった事から、賃貸借する事で話がまとまり、今回申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し許可基準の11項目において不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)の力の(イ)申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号2番の案件を7番 森田孝市 委員にお願いいたします。

7番委員 千歳の森田孝市です。7月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、貸人●●●●さんから借入●●●●さんへの貸借権の設定が伴う農地の転用の件についてであります。

申請地は、借入の祖父である貸人が昭和34年4月頃に自宅を建築し、これまで住宅用地として利用してきました。今回、借人が母、祖父と同居するため実家を取り壊し、平成30年2月に新築し、住宅への進入路を整備しましたが、登記をする際に申請地が農地とわかり、今回是正のため申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分は第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当し、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号3番の案件を5番 木津一秀 委員にお願いいたします。

5番委員 犬飼の木津です。7月9日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、この案件は、貸人●●●●さん外3名から借入●●●●●●●●株式会社 代表取締役●●●●さんへの貸借権による設定についてであります。借入は、コンビニエンスストア ローソンの不動産に関する管理業務を行う会社です。現在、申請地に近接する犬飼町田原のローソンの既存店舗駐車場が狭く、大型車両等の駐車に苦慮していたことから、近隣エリアで広い土地を探し移転を計画しました。農地以外で適当な土地を探していましたが見つからず断念していたところ、申請地を見つけ所有者に相談しました。貸人4名のうち3名は相続で農地を取得したものの農業をしておらず管理に困っており、残る1名も農業経営の規模縮小を考えていたため 貸人4名と賃貸借で話がまとまり、今回申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分は第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第45号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

- 議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
- 審査報告は、議案第 45 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。
- これから採決します。議案第 45 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局長 挙手全員です。
- 議長 挙手全員により、議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。
- 議長 次に、議案第 46 号 現況証明（非農地証明）について を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 46 号 現況証明（非農地証明）について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。
- ここで、番号 1 番の 1 案件について地区審査会の報告を求めます。
- 番号 1 番の 1 案件について、2 番 後藤綾子 委員にお願いいたします。
- 2 番委員 2 番三重の後藤綾子です。7 月 9 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、申請者の父が脳梗塞で農作業が出来なくなり、20 年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響については、申請地は山際に位置する条件の悪い農地であり、隣接する農地や農道への影響もありません。調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められます。以上、報告します。
- 議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 46 号の番号 1 番の 1 件について、これより質疑を許可します。
- 委員 [ありません] の声多数
- 議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
- 審査報告は、議案第 46 号の番号 1 番の 1 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。
- これから採決します。議案第 46 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

- 事務局長　　挙手全員です。
- 議長　　挙手全員により、議案第 46 号 現況証明（非農地証明）についての番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。
- 議長　　次に、議案第 47 号 農地移動適正化斡旋委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局　　それでは説明します、事前に配布しています議案書の 4 ページをご覧ください。
「議案第 47 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件を朗読)
- 議長　　事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。
- 委員　　[ありません] の声多数
- 議長　　他に、質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切ります。
斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から斡旋委員を指名いたします。
それでは、番号 1 番の 1 案件を、6 番 津高昭基 委員と 21 番 加藤寿徳 委員にお願いします。なお、この案件については、お世話をうけただく斡旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な斡旋処理を行うためには、斡旋委員のみならず、他の農業委員・最適化推進委員の皆さんとの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願ひいたします。
これをもちまして、平成 30 年第 7 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後 3 時 9 分)

議事録署名委員　　13 番委員

神田 隆善

"　　14 番委員

宇藤 哲也